

郵送による複写申込みについて

次の場合は、「郵送用資料複写申込書(4 ページ)」を用いて複写をお申し込みいただく必要があります(NDL-OPAC からは申し込むことはできません)。

- ・国立国会図書館蔵書目録(NDL-OPAC)で検索することができない資料
- ・複写物の使用目的が「調査研究の用に供するため」以外
- ・憲政資料室・古典籍資料室所蔵資料のうち一部特別の扱いを要する資料

申込書に必要な事項をご記入の上、**郵便にて**下記送付先へお送りください。

※利用者 ID の記入がない申込書は、複写を受け付けることができませんので、記入漏れにご注意ください。

また、以下に該当する資料の複写には「特別複写許可申請書(5 ページ)」も**同時に**郵送していただく必要があります。

複写物の使用目的が「調査研究の用に供するため」以外

(対象)

- ・薬事、特許、特許・意匠審査、裁判手続きのための複写
- ・著作権法第 42 条の複写(立法又は行政の目的のための内部資料とするため)
- ・図書館の蔵書にするための複写

※蔵書とする場合の複写許可には、次の条件が付されます。

- ・複写物の複写については、著作権の目的となっているものは、著作権法を遵守して行うこと。
- ・上記のほかは、貴館の定める資料利用規則によって行うこと。

憲政資料室・古典籍資料室所蔵資料など、特別の扱いを要する資料(マイクロは除く)

(対象)

1. 東京本館・憲政資料室が所蔵している資料

※複写を許可する場合には、次の条件が付されます。

- ・複写物の利用に際しては、名誉、プライバシーその他人権の保護に十分配慮すること。

・憲政資料の原資料

国立国会図書館のウェブサイトの「リサーチ・ナビ」内の「憲政資料<旧蔵者>50 音順索引」のページに掲載されている憲政資料各文書(資料形態欄に「マイクロフィルム」とあるものと、複製欄に「マイクロフィルム」または「冊子複製版」との表記があるものは除く)

<http://rnavi.ndl.go.jp/kensei/entry/kensei-kyuzosha.php>

・日本占領関係資料の原資料

「Hans H. Baerwald Papers」(請求記号:BAE)

・日系移民関係資料の原資料

資料名に個人名が入っているもの(請求記号が NDLC またはアルファベットのみのもものを除く、ただし VE11、VE12、VE101、VE109 は対象に含む)

「栗原自然科学研究所」

請求記号に国名が入っているもの(例: 移(一)ーブラジルー34)

2. 東京本館・古典籍資料室が所蔵している資料

・原資料からの全文複写

・貴重書・準貴重書等の原資料からの複写(全文複写・部分複写とも)

国立国会図書館ウェブサイトの「リサーチ・ナビ」内「古典籍資料の概要」のページに掲載されている資料の内、事前申請が「要」となっているもの。

<http://rnavi.ndl.go.jp/oldmaterial/entry/collection.php>

郵送用資料複写申込書、特別複写許可申請書の送付先

国立国会図書館関西館 文献提供課 複写貸出係

〒619-0287 京都府相楽郡精華町精華台 8-1-3

お問い合わせ用電話番号:(0774) 98-1313

■郵送用資料複写申込書<記入例>

国立国会図書館長殿		郵送用資料複写申込書																																			
右のとおり申し込みます。		登録利用者等識別番号 (利用者ID)																																			
<p>申込み上の注意</p> <p>1. 調査研究目的以外の場合は、この申込書のほか、特別複写許可申請書が必要となる場合があります。</p> <p>2. 所定の事項（太線枠内）を記入してお申し込みください。</p> <p>3. 複写物の種類は、資料の形態、大きさ等により下記の複写物の種類・大きさの中から、当館にて選択させていただきます。</p>		<table border="1"> <tr> <th>年</th> <th>月</th> <th>日</th> <th>一連番号</th> <th>申込総件数</th> </tr> <tr> <td>2012</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>E100000001</td> <td>1/1</td> </tr> </table>		年	月	日	一連番号	申込総件数	2012	1	5	E100000001	1/1																								
年	月	日	一連番号	申込総件数																																	
2012	1	5	E100000001	1/1																																	
<p>複写物の種類・大きさ</p> <p>電子式複写による印刷(普通のコピー) A4・B4・A3 マイクロフィッシュからの電子式印刷 B4・A3 マイクロフィルムからの電子式印刷 A4・A3</p> <p>上記以外の複写(カラーコピー、マイクロ撮影等)を希望する場合は、備考欄にその旨記入してください。</p> <p>4. 料金は、複写物の種類・大きさによって異なります。詳しくは複写料金表を御覧ください。</p> <p>5. 申込資料が複写できない場合は、右連絡欄により通知いたします。</p>		<table border="1"> <tr> <td>図書館名・機関名/氏名(個人申込みの場合)</td> <td>申込者氏名(図書館・機関経由の場合)</td> </tr> <tr> <td>精華 太郎</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担当者(図書館・機関経由の場合)</td> <td>複写物の使用目的</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/>調査研究の用に供するため <input checked="" type="checkbox"/>その他 (裁判手続等に使用)</td> </tr> <tr> <td>住所 〒619-0287 京都市相楽郡精華町精華台 8-1-3</td> <td>支払の方法</td> </tr> <tr> <td>電話 (0774)98-1313 内線() FAX</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>私費 <input type="checkbox"/>公費(国立又はこれに準ずる機関のみ可)</td> </tr> <tr> <td>請求記号</td> <td>論文名</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>最新判例批評・自動車税の減免要件として「天災その他特別事情」</td> </tr> <tr> <td></td> <td>著(編・訳)者名 出版社</td> </tr> <tr> <td></td> <td>三原徹也</td> </tr> <tr> <td>90</td> <td>誌(書)名 判例時報</td> </tr> <tr> <td>年 月(日) 巻 号</td> <td>ページ</td> </tr> <tr> <td>2011 9 2117</td> <td>157 ページ ~ 164 ページ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考(複写方法、国立国会図書館レファレンス番号等)</td> <td colspan="2">[貴図書館・機関受付番号]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">連絡欄</td> <td colspan="2"> <input type="checkbox"/>当館では所蔵していません <input type="checkbox"/>その他 <input type="checkbox"/>該当巻号を所蔵していません <input type="checkbox"/>未着です <input type="checkbox"/>製本中です(年 月ごろ利用可) </td> </tr> </table>		図書館名・機関名/氏名(個人申込みの場合)	申込者氏名(図書館・機関経由の場合)	精華 太郎		担当者(図書館・機関経由の場合)	複写物の使用目的		<input type="checkbox"/> 調査研究の用に供するため <input checked="" type="checkbox"/> その他 (裁判手続等に使用)	住所 〒619-0287 京都市相楽郡精華町精華台 8-1-3	支払の方法	電話 (0774)98-1313 内線() FAX	<input checked="" type="checkbox"/> 私費 <input type="checkbox"/> 公費(国立又はこれに準ずる機関のみ可)	請求記号	論文名	22	最新判例批評・自動車税の減免要件として「天災その他特別事情」		著(編・訳)者名 出版社		三原徹也	90	誌(書)名 判例時報	年 月(日) 巻 号	ページ	2011 9 2117	157 ページ ~ 164 ページ	備考(複写方法、国立国会図書館レファレンス番号等)		[貴図書館・機関受付番号]		連絡欄		<input type="checkbox"/> 当館では所蔵していません <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当巻号を所蔵していません <input type="checkbox"/> 未着です <input type="checkbox"/> 製本中です(年 月ごろ利用可)	
図書館名・機関名/氏名(個人申込みの場合)	申込者氏名(図書館・機関経由の場合)																																				
精華 太郎																																					
担当者(図書館・機関経由の場合)	複写物の使用目的																																				
	<input type="checkbox"/> 調査研究の用に供するため <input checked="" type="checkbox"/> その他 (裁判手続等に使用)																																				
住所 〒619-0287 京都市相楽郡精華町精華台 8-1-3	支払の方法																																				
電話 (0774)98-1313 内線() FAX	<input checked="" type="checkbox"/> 私費 <input type="checkbox"/> 公費(国立又はこれに準ずる機関のみ可)																																				
請求記号	論文名																																				
22	最新判例批評・自動車税の減免要件として「天災その他特別事情」																																				
	著(編・訳)者名 出版社																																				
	三原徹也																																				
90	誌(書)名 判例時報																																				
年 月(日) 巻 号	ページ																																				
2011 9 2117	157 ページ ~ 164 ページ																																				
備考(複写方法、国立国会図書館レファレンス番号等)		[貴図書館・機関受付番号]																																			
連絡欄		<input type="checkbox"/> 当館では所蔵していません <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当巻号を所蔵していません <input type="checkbox"/> 未着です <input type="checkbox"/> 製本中です(年 月ごろ利用可)																																			

- ・利用者 ID は必ずご記入ください。(記入がない場合はお申込みを受け付けることができません。)
- ・図書館等の方が申し込む場合は、担当者、申込者の両方にお名前をご記入ください。
- ・当館請求記号、書名、論文名(特に雑誌の場合)、著者名、刊行年月日又は巻号、掲載ページを可能な限り詳しくご記入ください。
- ・カラー複写のご希望など、特別なご指定がある場合は、備考欄にご記入ください。

■特別複写許可申請書<記入例>

特別複写許可申請書		No _____
国立国会図書館長殿		2012年 1月 5日
下記の条件に異存ありませんので、特別複写の許可をお願いいたします。		
記		氏名又は機関名・責任者名 精華 太郎 (印)
1. この申請書に記載した使用目的以外に使用しないこと。		住所又は所在地 京都市相楽郡精華町 精華台 8-1-3 電話 98-1313 (0774)
2. 申請者は、マイクロフィルムに撮影する場合には、ネガ・フィルムを国立国会図書館に寄贈すること。		1. 複写資料名及び請求記号 判例時報 2117号 (22-90)
3. 複写に伴い資料の解体、修復、再製本等を必要とする場合には、その経費は、申請者が負担すること。		2. 複写物の使用目的 裁判手続等に使用
4. 国立国会図書館の許可なくして複写物を譲渡し、又は複製して利用しないこと。		3. 複写物の種類及び部数 電子式複写 1部
5. その他		4. その他

- ・「複写物の使用目的」は、郵送用資料複写申込書と同じ目的をご記入ください。
- ・「複写資料名(当館請求記号)」は、一枚にすべてをご記入いただくか、一覧にまとめた別紙(書式は問いません)を同封してください。
- ・「氏名又は機関名・責任者名」は、申込者氏名をご記入ください。蔵書にするための複写の場合には、図書館名をご記入ください。
- ・押印をお願いいたします。

郵送用資料複写申込書

右のとおり申し込みます。

申込み上の注意

1. 調査研究目的以外の場合は、この申込書のほか、特別複写許可申請書が必要となる場合があります。
2. 所定の事項（太線枠内）を記入してお申し込みください。
3. 複写物の種類は、資料の形態、大きさ等により下記の複写物の種類・大きさの中から、当館にて選択させていただきます。

複写物の種類・大きさ	
電子式複写による印画（普通のコピー）	A4・B4・A3
マイクロフロッピーからの電子式引伸印画	B4・A3
マイクロフィルムからの電子式引伸印画	A4・A3
機械可読資料等の印刷出力による印画	A4・A3

上記以外の複写（カラーコピー、マイクロ撮影等）を希望する場合は、備考欄にその旨記入してください。

4. 料金は、複写物の種類・大きさによって異なります。詳しくは複写料金表を御覧ください。
5. 申込資料が複写できない場合は、右連絡欄により通知いたします。

※国立国会図書館記入欄

申込年月日		登録利用者等識別番号 (利用者ID)		一連 番号	申込 総件数
年	月	日	

図書館名・機関名／氏名 (個人申込みの場合) _____

申込者氏名 (図書館・機関経由の場合) _____

担当者 (図書館・機関経由の場合) _____

複写物の使用目的
 調査研究の用に供するため
 その他 ()

住所 〒 _____

支払の方法
 私費
 公費 (国公立又はこれに準ずる機関のみ可)

電話 _____ FAX _____

請求記号 _____

論文名 _____

著 (編・訳) 者名 _____

誌 (書) 名 _____

出版社 _____

年	月 (日)	巻	号	ページ	～	ページ

備考 (複写方法、国立国会図書館レファレンス番号等) _____

[貴図書館・機関受付番号]

連絡欄

当館では所蔵していません
 該当巻号を所蔵していません
 未着です
 製本中です (年 月ごろ利用可)

その他

特別複写許可申請書

No _____

年 月 日

国立国会図書館長殿

下記の条件に異存ありませんので、特別複写の許可をお願いいたします。

記

1. この申請書に記載した使用目的以外に使用しないこと。
2. 申請者は、マイクロフィルムに撮影する場合には、ネガ・フィルムを国立国会図書館に寄贈すること。
3. 複写に伴い資料の解体、修復、再製本等を必要とする場合には、その経費は、申請者が負担すること。
4. 国立国会図書館の許可なくして複写物を譲渡し、又は複製して利用しないこと。
5. その他

氏名又は
機関名・責任者名

印

住所又は所在地

電話

1. 複写資料名
及び請求記号

2. 複写物の使用目的

3. 複写物の種類及び部数

4. その他

【参考】 国立国会図書館資料利用規則 抜粋

第38条 次の各号に掲げる複写を申し込もうとする者は、第34条又は前条に規定する複写の申込みの手續に加えて、特別複写許可申請書（様式第4）を提出し、許可を受けなければならない。

- 一 貴重書又は準貴重書の複写
 - 二 資料の解体、修復、再製本等が必要となる複写
 - 三 前2号に掲げるもののほか、特別の取扱いを必要とする資料の複写
 - 四 第31条第2項第1号から第3号までの複写
- 2 館長は、第31条第2項第2号ロの複写を申し込もうとする者に対し、前項の規定による申込みの際に、その身分を証明するに足り書類の提示又は提出を求めることができる。
- 3 第31条第2項第3号の複写を申し込もうとする者は、第1項の規定による申込みの際に、著作権者等の許諾書を併せて提出しなければならない。
- 4 第1項の許可をしたときは、次の各号に掲げる条件その他必要な条件を記載した特別複写許可書を申請者に交付し、又は送付する。
- 一 マイクロフィルムに撮影する場合には、ネガ・フィルムを館に寄贈すること。
 - 二 複写に伴い資料の解体、修復、再製本等を必要とする場合には、その経費は、申請者が負担すること。
 - 三 館の許可なくして複写物を譲渡し、又は複製して利用しないこと。

第31条 (略)

2 前項のほか、複写は、資料を用いて、次の各号に掲げる場合に行うことができる。

- 一 (略)
- 二 著作権者の利益を不当に害しない範囲で、次に掲げる目的のために必要と認められる限度で行う場合
 - イ 裁判手續（行政庁が行う審判その他裁判に準ずる手續を含む。）
 - ロ 立法又は行政の目的（複写物を内部資料とする場合に限る。）
 - ハ 行政庁の行う特許、意匠若しくは商標に関する審査、実用新案に関する技術的な評価又は国際出願（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第二条に規定する国際出願をいう。）に関する国際調査若しくは国際予備審査に関する手續
 - ニ 行政庁若しくは独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）の行う薬事（医療機器（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第四項に規定する医療機器をいう。）に関する事項を含む。以下同じ。）に関する審査若しくは調査又は行政庁若しくは独立行政法人に対する薬事に関する報告に関する手續
- 三 利用者が複写に係る許諾を著作権者等から得た著作物について、その許諾の範囲内で行う場合